

経過観察指標に係る年次報告について

- ・ 「富士山」においては、「ヴィジョン・各種戦略」に定めた経過観察指標の拡充・強化及び「富士山包括的保存管理計画」（以下「包括」という。）第 10 章に定めた観察指標に基づき、モニタリングを実施している。
- ・ 「世界遺産条約履行のための作業指針」においては、世界遺産条約の履行に係る定期的報告（現在は 6 年毎に定期報告書を提出）が求められている。
- ・ これらを踏まえ、富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）の事務局である山梨県・静岡県（世界遺産担当）は、少なくとも年 1 回は、モニタリング結果の報告書を作成する。
- ・ 作成した報告書は、富士山世界文化遺産学術委員会（以下「学術委員会」という。）の助言や富士山世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）の意見を踏まえ、協議会の承認を得るものとする。
- ・ 報告書には、包括的保存管理計画に定める観察指標ごとのモニタリング結果等に加え、協議会としての全体の評価を記載する。
- ・ 書式（資料 3 - 2）は、実態に合わせて随時改定していくこととする。

＜年次報告書の骨子＞

目次	内容
1 基本情報	構成資産及び緩衝地帯の範囲（図面）及び面積
2 保護（指定等）状況	構成資産及び緩衝地帯の保護指定状況等
3 「資産及び周辺環境の保護」等に関する観察	観察指標（包括第 10 章表 22、23）のモニタリング結果
4 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察	観察指標（包括第 10 章表 24）の実績
5 構成資産内の整備事業等の実施	対象年度に実施した整備事業等及び翌年度以降に予定している整備事業等の概要
6 緩衝地帯における開発計画	開発計画の有無、計画の概要等
7 総括（評価）	「富士山」の保全状況に対する協議会の全体評価

年次報告サイクルの標準的なスケジュール

◎ Y 年度

随 時 モニタリングの実施
3 月 31 日 Y 年度年次報告の基準となる時点

◎ (Y + 1) 年度

4 ~ 6 月 観察指標ごとに観察記録主体が Y 年度調査票を作成
 Y 年度調査票を協議会事務局へ提出

7 月 ~ 9 月 協議会事務局が Y 年度年次報告書を作成

10 月頃 学術委員会の開催（委員への意見照会）
 作業部会の開催（部会員への意見照会）

3 月 協議会の開催（協議会として Y 年度年次報告書の承認）

随 時 モニタリングの実施
3 月 31 日 (Y + 1) 年度年次報告の基準となる時点

※ 構成資産内の整備事業等の実施及び緩衝地帯における開発計画については、報告年度に関わらず、最新の情報を報告する